平成２７年（フ）第２０８号
岡山県倉敷市真備町辻田442番地７
債務者　田方　啓介
1　決定年月日時　平成27年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２７年（フ）第２２０号
岡山県倉敷市福田町福田46番地２（ミリヤンヒルズＡ―102）
債務者　柳井　剛史
1　決定年月日時　平成27年11月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２７年（フ）第２２２号
岡山県倉敷市粒江団地５番２―202号
債務者　村上　重雄
1　決定年月日時　平成27年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２７年（フ）第２２３号
岡山県倉敷市粒江団地５番２―202号
債務者　村上　和子
1　決定年月日時　平成27年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２７年（フ）第１２１号
北海道室蘭市八丁平１丁目18番７号
債務者　南　久美子
1　決定年月日時　平成27年11月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月５日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２７年（フ）第１８４号
北海道帯広市西14条北４丁目２番地３
債務者　照井　英子
1　決定年月日時　平成27年11月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月５日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２７年（フ）第１０９号
千葉県旭市ニの6478番地１　コーポゆとり102号
債務者　伊藤千加子（旧姓福富）
1　決定年月日時　平成27年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月５日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２７年（フ）第１１９号
千葉県東金市台方696番地１　砂郷Ⅰ―205
債務者　鈴木　貴文
1　決定年月日時　平成27年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月５日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２７年（フ）第１３３号
千葉県銚子市外川町２丁目10921番地
債務者　増田　裕美（旧姓朝田）
1　決定年月日時　平成27年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月５日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２７年（フ）第１３４号
千葉県銚子市外川町２丁目10921番地
債務者　増田三枝子
1　決定年月日時　平成27年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月５日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２７年（フ）第１３９号
千葉県山武市戸田1739番地１
債務者　**嶺**　　八江
1　決定年月日時　平成27年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月５日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２７年（フ）第２０５号
静岡県富士宮市淀師1185番地の８
債務者　望月　　一
1　決定年月日時　平成27年11月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月５日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２７年（フ）第３９号
静岡県掛川市下垂木292番地の１　ニューエアラ２－Ｅ号室
債務者　中野　裕也
1　決定年月日時　平成27年11月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月５日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２７年（フ）第４０号
静岡県菊川市加茂5350番地
債務者　玉木　　忠
1　決定年月日時　平成27年11月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月５日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２７年（フ）第２３８号
香川県高松市寺井町1328番地　県住７―101
債務者　香川　裕穂（旧姓栗若）
1　決定年月日時　平成27年11月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月５日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第８８号
福岡県大牟田市大字歴木541番地29　高泉県営住宅1300棟51号
債務者　緒方　賢一（旧姓深田）
1　決定年月日時　平成27年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月５日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２７年（フ）第９４号
福岡県大牟田市健老町84番地
債務者　櫻井　政勝
1　決定年月日時　平成27年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月５日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２７年（フ）第４２９号
栃木県栃木市大平町新944番地35
債務者　中田　裕幸
1　決定年月日時　平成27年11月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月25日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係